

令和8年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(9 月 7 日 提 案 分)

神 奈 川 県

1	令和8年第3回神奈川県議会定例会（9月7日提案分）提出議案件数調	1
2	令和8年度9月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和8年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書	2
(2)	令和8年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書	2
3	令和8年度一般会計9月補正予算地方債について	3
4	令和7年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について	5
5	令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【政策局関係】	6
6	神奈川県地域未来基金条例の概要【政策局】	7
7	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	9
8	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	10
9	令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【総務局関係】	11
10	令和8年度一般会計9月補正予算継続費について【総務局関係】	12
11	令和8年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【総務局関係】	13
12	神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部を改正する条例の概要【くらし安全防災局】	14
13	令和8年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】	15
14	地球市民かながわプラザ空調設備改修工事請負契約の内容【文化スポーツ観光局】	16
15	かながわ森林基金条例を廃止する条例の概要【環境農政局】	17
16	横浜農業合同庁舎整備事業委託契約の内容【環境農政局】	18
17	令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】	19
18	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の変更の概要【福祉子どもみらい局】	20
19	令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【健康医療局関係】	21
20	クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局】	22
21	令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【産業労働局関係】	23
22	令和8年度一般会計9月補正予算繰越明許費について【産業労働局関係】	24
23	債権の放棄の内容【産業労働局】	25
24	令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【県土整備局関係】	27
25	令和8年度一般会計9月補正予算継続費について【県土整備局関係】	28

26	川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築―第1工区）請負契約の内容 【教育委員会】	29
27	川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築―第2工区）請負契約の内容 【教育委員会】	30
28	動産の取得の内容【警察本部】	31
29	損害賠償の額の決定について【警察本部】	32
30	令和8年度水道事業会計9月補正予算の内容【企業庁関係】	33
31	令和8年度水道事業会計9月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】	34

1 令和8年第3回神奈川県議会定例会（9月7日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	—
企 業 会 計	1
合 計	2

(2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 制 定	1
条 例 の 廃 止	1
条 例 の 改 正	4
工 事 請 負 契 約 等 の 締 結	4
動 産 の 取 得	1
決 算 の 認 定 (公営企業及び流域下水道事業決算)	1
そ の 他	3
合 計	15

2 令和8年度9月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,381,348,774	18,266,070	2,399,614,844
特 別 会 計	2,327,731,294	—	2,327,731,294
企 業 会 計	171,032,327	13,200	171,045,527
合 計	4,880,112,395	18,279,270	4,898,391,665

(参考) 前年度(令和7年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	9月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,230,364,117	4,209,418	2,234,573,535
特 別 会 計	2,283,395,334	714,398	2,284,109,732
企 業 会 計	164,513,842	—	164,513,842
合 計	4,678,273,293	4,923,816	4,683,197,109

(1) 令和8年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	繰 入 金	諸収入	県 債	一 般 財 源	
政 策 局	19,402,013				227,261					19,174,752	
総 務 局	△ 2,374,000	△ 37,369						△ 418,256	△ 1,439,000	△ 479,375	
福祉子ども みらい局	44,591									44,591	
健康医療局	44,756	11,051								33,705	
産業労働局	1,134,410									1,134,410	
県土整備局	14,300									14,300	
合 計	18,266,070	△ 26,318			227,261			△ 418,256	△ 1,439,000	19,922,383	地方交付税 19,174,752 繰越金 747,631

(2) 令和8年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書

(単位 千円)

(企業会計)	予 算 額	財 源 内 訳			付 記	備 考
		事 業 収 入	資 金 収 入	留 保 資金等		
水道事業会計	—				損益勘定	
	13,200			13,200	資本勘定	
合 計	13,200			13,200		

3 令和8年度一般会計9月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普通債	千円 [1,019,463,647] 1,389,673,059	千円 (20,053,000) [986,863,992] 1,349,727,602	補正前の額 91,845,000 補 正 額 △1,439,000 計 90,406,000	千円 [91,898,983] 119,711,757 千円 [91,898,983] 119,711,757	千円 [91,898,983] 119,711,757	千円 [1,005,424,009] 1,340,474,845
(1) 民生	[26,773,991] 33,733,563	[24,310,309] 31,113,668	補正前の額 628,000 補 正 額 - 計 628,000	[2,148,494] 1,874,787 - [2,148,494] 1,874,787	[2,148,494] 1,874,787	[22,789,815] 29,866,881
(2) 衛生	[15,096,958] 19,065,556	(22,000) [13,812,240] 18,111,607	補正前の額 1,056,000 補 正 額 - 計 1,056,000	[1,355,027] 1,001,615 - [1,355,027] 1,001,615	[1,355,027] 1,001,615	[13,535,213] 18,187,992
(3) 労働	[4,360,607] 6,137,455	[4,029,021] 5,093,265	補正前の額 6,000 補 正 額 - 計 6,000	[279,382] 232,190 - [279,382] 232,190	[279,382] 232,190	[3,755,639] 4,867,075
(4) 農林水産	[49,395,167] 67,372,909	(1,240,000) [44,769,313] 58,881,561	補正前の額 3,095,000 補 正 額 - 計 3,095,000	[4,512,911] 5,031,051 - [4,512,911] 5,031,051	[4,512,911] 5,031,051	[44,591,402] 58,185,510
(5) 土木	[638,442,012] 908,278,371	(14,993,000) [615,080,263] 879,032,325	補正前の額 54,574,000 補 正 額 - 計 54,574,000	[62,243,519] 90,686,824 - [62,243,519] 90,686,824	[62,243,519] 90,686,824	[622,403,744] 857,912,501
(6) 警察	[53,242,750] 65,986,384	(271,000) [53,683,847] 66,214,913	補正前の額 8,932,000 補 正 額 - 計 8,932,000	[3,978,497] 2,841,490 - [3,978,497] 2,841,490	[3,978,497] 2,841,490	[58,908,350] 72,576,423
(7) 教育	[161,202,461] 193,636,559	(2,188,000) [162,595,208] 199,139,270	補正前の額 11,814,000 補 正 額 - 計 11,814,000	[10,668,656] 8,235,240 - [10,668,656] 8,235,240	[10,668,656] 8,235,240	[165,928,552] 204,906,030
(8) その他	[70,949,701] 95,462,262	(1,339,000) [68,583,791] 92,140,993	補正前の額 11,740,000 補 正 額 △1,439,000 計 10,301,000	[6,712,497] 9,808,560 - [6,712,497] 9,808,560	[6,712,497] 9,808,560	[73,511,294] 93,972,433
2 災害復旧債	[5,091,777] 5,602,761	(7,000) [4,797,634] 5,428,500	補正前の額 583,000 補 正 額 - 計 583,000	[418,895] 182,999 - [418,895] 182,999	[418,895] 182,999	[4,968,739] 5,835,501
(1) 総務	[2,640] 3,000	[2,460] 3,000	補正前の額 - 補 正 額 - 計 -	[180] - - [180] -	[180] -	[2,280] 3,000
(2) 農林水産	[1,304,003] 1,494,257	[1,198,865] 1,315,000	補正前の額 234,000 補 正 額 - 計 234,000	[102,502] 59,500 - [102,502] 59,500	[102,502] 59,500	[1,330,363] 1,489,500
(3) 土木	[3,785,134] 4,105,504	(7,000) [3,596,309] 4,110,500	補正前の額 349,000 補 正 額 - 計 349,000	[316,213] 123,499 - [316,213] 123,499	[316,213] 123,499	[3,636,096] 4,343,001

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
3 その他	千円 [1,801,082,507] 2,338,915,118	千円 [1,643,113,812] 2,201,019,309	補正前の額	千円 -	千円 [153,419,398] 141,752,244	千円 [1,489,694,414] 2,059,267,065
			補 正 額	-	-	
			計	-	[153,419,398] 141,752,244	
	[41,060,386] 86,472,980	[33,635,790] 76,833,565	補正前の額	-	[6,455,335] 15,360,750	[27,180,455] 61,472,815
			補 正 額	-	-	
			計	-	[6,455,335] 15,360,750	
	[5,242,575] 18,395,000	[3,219,125] 18,395,000	補正前の額	-	[2,023,450] -	[1,195,675] 18,395,000
			補 正 額	-	-	
			計	-	[2,023,450] -	
	[97,164,696] 104,227,655	[88,732,373] 95,594,433	補正前の額	-	[7,997,973] 5,833,223	[80,734,400] 89,761,210
			補 正 額	-	-	
			計	-	[7,997,973] 5,833,223	
	[1,650,189,082] 2,122,117,715	[1,510,593,691] 2,002,999,478	補正前の額	-	[136,480,282] 120,246,153	[1,374,113,409] 1,882,753,325
			補 正 額	-	-	
			計	-	[136,480,282] 120,246,153	
	32,280	25,525	補正前の額	-	5,938	19,587
			補 正 額	-	-	
			計	-	5,938	
	[7,393,488] 7,669,488	[6,907,308] 7,171,308	補正前の額	-	[456,420] 306,180	[6,450,888] 6,865,128
			補 正 額	-	-	
			計	-	[456,420] 306,180	
合 計	[2,825,637,931] 3,734,190,938	(20,060,000) [2,634,775,438] 3,556,175,411	補正前の額	92,428,000	[245,737,276] 261,647,000	[2,500,087,162] 3,405,577,411
			補 正 額	△1,439,000	-	
			計	90,989,000	[245,737,276] 261,647,000	

備考 1 () 内の金額は外書きで、次年度への繰越額を示す。

2 [] は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

【議案（条例その他） 認第1号】

4 令和7年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について

令和7年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求めるものである。

5 令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【政策局関係】

2 款 総務費 1 項 政策費

①・ 地域未来基金積立金 19,402,013千円

産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進する事業の財源とするため、基金への積み立てを行う。

6 神奈川県地域未来基金条例の概要

(1) 制定の趣旨

神奈川県地域未来基金の設置、管理及び処分に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 趣旨（第1条）

地方自治法の規定に基づき、神奈川県地域未来基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 設置（第2条）

地方交付税法等の一部を改正する法律の規定により地域未来基金費が地方交付税法の規定による基準財政需要額へ算入することとされたことを踏まえ、重点的に育成すべき産業分野を特定し、その育成を図るための事業及び地域経済を支える地場産業の成長を促すための事業に必要な経費を積み立てるため、神奈川県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

ウ 積立額（第3条）

基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

エ 運用（第4条）

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

オ 繰替運用（第5条）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

カ 運用益金の処理（第6条）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

キ 処分（第7条）

基金は、上記イの事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

ク 委任（第8条）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知

事が定める。

- (3) 施行期日
公布の日

【議案（条例その他） 定県第71号議案】

7 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、2法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和8年11月1日。ただし、控除対象期間の更新以外については、公布の日。

8 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

住民基本台帳ネットワークの本人確認情報等を提供する事務を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

神奈川県公安委員会による道路交通法第75条の2第2項の規定に基づく車両使用制限命令に関する事務を追加する。（別表第3の3の項関係）

(3) 施行期日

令和9年1月1日

9 令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【総務局関係】

2 款 総務費 7 項 徴税費

- ・ 高相合同庁舎新築工事費 △2,374,000千円

高相合同庁舎（相模原市南区相模大野）新築工事について、中東情勢の影響等による工期延伸、それに伴う総工事費の増額、及び各年度の出来高変更に対応するため、既設定の継続費を変更する。

10 令和8年度一般会計9月補正予算継続費について【総務局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

款 項 事 業 名	全 体 計 画						前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 ま の 支 出 額 (見込)額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年度	区分	年割額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
				特 定 財 源									
				国 庫 支出金	県 債	その他							
2 総務費 7 徴税費 高相合同庁舎 新築工事費	7	補正前 の 額	千円 907,000	千円 131,724	千円 477,000	千円 138,774	千円 159,502	千円	千円 394,645	千円	千円 394,645	千円	%
		補 正 の 額	-	-	-	-	-						
		補正後 の 額	907,000	131,724	477,000	138,774	159,502						
	8	補正前 の 額	3,601,000	37,369	2,194,000	637,889	731,742	-	-	1,739,355	1,739,355	-	36
		補 正 の 額	△2,374,000	△37,369	△1,439,000	△418,256	△479,375						
		補正後 の 額	1,227,000	-	755,000	219,633	252,367						
	9	補正前 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,241,000	-
		補 正 の 額	2,241,000	33,683	1,359,000	395,109	453,208						
		補正後 の 額	2,241,000	33,683	1,359,000	395,109	453,208						
	10	補正前 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	399,000	-
		補 正 の 額	399,000	-	245,000	71,421	82,579						
		補正後 の 額	399,000	-	245,000	71,421	82,579						
	計	補正前 の 額	4,508,000	169,093	2,671,000	776,663	891,244	-	394,645	1,739,355	2,134,000	2,640,000	44
		補 正 の 額	266,000	△3,686	165,000	48,274	56,412						
		補正後 の 額	4,774,000	165,407	2,836,000	824,937	947,656						

11 令和8年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【総務局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
高相合同庁舎仮設 庁舎借上事業費	千円			千円			千円
	32,456	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和8年度 ～ 令和10年度	32,456		そ の 他	14,184
						一般財源	18,272

12 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和7年度に行った条例の見直しに伴い、特殊詐欺など特定の犯罪の多発等により犯罪防止特別宣言を行った場合に、防犯上の指針を定めることを可能とするなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 知事が、犯罪防止特別宣言をしたときに、公安委員会と協議して、特に必要があると認めるときは、当該犯罪に関する防犯上の指針を定めることができる規定を新設する。（改正後の第32条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（改正後の第33条及び第34条関係）

(3) 施行期日

令和9年4月1日

13 令和8年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
GREEN×EX PO2027文化 出展事業費	千円 65,000	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額		千円 —	特 定 財 源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和8年度 ～ 令和9年度	65,000		そ の 他	—
					一般財源		65,000

【議案（条例その他） 定県第75号議案】

14 地球市民かながわプラザ空調設備改修工事請負契約の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称 | 地球市民かながわプラザ空調設備改修工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 横浜市栄区小菅ケ谷 1 丁目 2 番 1 号 地球市民かながわプラザ内 |
| (3) 請負契約者名 | 勝栄・生井・高田屋特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社勝栄工業
代表取締役 中 内 靖 修 |
| (4) 請負契約金額 | 9億9,333万2,780円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第 2 条の規定による議会の議決があった日から 7 日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和10年 3 月10日 |

15 かながわ森林基金条例を廃止する条例の概要

(1) 廃止の理由

かながわ森林基金の廃止に伴い、当該条例を廃止するものである。

(2) 施行期日

令和9年4月1日

16 横浜農業合同庁舎整備事業委託契約の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 委託業務名称 | 横浜農業合同庁舎整備事業 |
| (2) 委託業務箇所 | 横浜市緑区三保町2076 |
| (3) 委託契約者名 | 奈良建設・多摩設計グループ
代表者 奈良建設株式会社
代表取締役 植本 正太郎 |
| (4) 委託契約金額 | 25億800万円 |
| (5) 業務着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条
の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 業務完了予定年月日 | 令和13年3月31日 |

17 令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】

4 款 民生費 1 項 社会福祉費

- ・ DV・ストーカー被害対策強化事業費 21,746千円

令和8年度中に設置予定のDV・ストーカー被害相談支援センターについて、安全確保をより一層図るために必要な工事費や相談環境の整備費を計上する。

4 款 民生費 2 項 障害福祉費

- 一部(新)・ 障害福祉地域サービス推進事業費 22,845千円

医療・福祉関係者で構成する研究会を新たに設置し、知的障がい者が医療機関をより円滑に受診できる環境の整備等について検討するとともに、医療機関においてモデル事業を実施する。

18 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）が、生活介護事業所及び相談支援事業所を設置するため、所要の変更を行うものである。

(2) 変更の内容

- ア 法人が設置し、運営する施設に「ドーナッツ生活介護事業所」及び「かなうえる相談支援事業所」を加える。（第15条関係）
- イ 神奈川県が出資する資産に係る施設の名称について「神奈川県立中井やまゆり園」の次に「・かなうえる相談支援事業所」を加える。（別表第2関係）

(3) 施行期日

ア ドーナッツ生活介護事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の規定による知事の指定を受けた日又は地方独立行政法人法第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日のいずれか遅い日

イ かなうえる相談支援事業所

令和9年1月1日又は地方独立行政法人法第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日のいずれか遅い日

19 令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【健康医療局関係】

5 款 衛生費 1 項 公衆衛生費

①・ 麻しん・風しん対策費 44,756千円

定期接種前の0歳児やワクチンを接種できない妊婦の感染予防のため、同居者等を対象として、抗体検査を実施するとともに、市町村が行う予防接種事業に対して補助する。

20 クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

クリーニング師試験の実技試験の実施方法の見直しに伴い、手数料の額を改定するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

クリーニング師試験の実技試験の実施方法の見直しに伴い、試験で使用する物品等の調達に係る経費が生じることから試験手数料を改定する。
(別表3の項関係)

(3) 施行期日

公布の日

21 令和８年度一般会計９月補正予算歳出の事業【産業労働局関係】

８款 商工費 ３項 商工金融費

- ・ 信用保証事業費補助 1,134,410千円
中東情勢の影響等を踏まえ、「原油・原材料高騰等対策特別融資」を受ける際の信用保証料について、補助の拡充期間を延長する。

【議案（予算） 定県第67号議案】

22 令和8年度一般会計9月補正予算繰越明許費について【産業労働局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 商工費			2,170,660
	1 商工総務費		1,036,250
		中小企業・小規模企業生産性向上等支援事業費	1,036,250
	3 商工金融費		1,134,410
		信用保証事業費補助	1,134,410
産業労働局計			2,170,660

23 債権の放棄の内容

(1) 放棄の趣旨

中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金に係る返還金等の3債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものである。

(2) 内容

中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金に係る返還金

債務者名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
合同会社なっ ぱ 代表社員 佐藤 菜穂美	川崎市中原区 新丸子東一丁 目983番地1	円 18,591,720	円 18,591,720	債務者の破産
計 1 名		18,591,720	18,591,720	

商店街活性化支援事業資金貸付金

債務者名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
有限会社 新智商店 代表取締役 伊藤 新次良	逗子市沼間2 丁目10番15号	円 4,218,624	円 4,218,624	法人がみなし 解散し、強制 執行の対象財 産が存在せ ず、連帯保証 人からも回収 が困難である ため
計 1 名		4,218,624	4,218,624	

中小企業設備近代化資金貸付金に係る返還金

債務者名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
有限会社 三伸重機興業 代表取締役 小笠原 光直	川崎市中原区 新城三丁目 4 番 6 号	円 21,906,069	円 21,906,069	法人が事実上 倒産し、強制 執行の対象財 産が存在せ ず、連帯保証 人からも回収 が困難である ため
計 1 名		21,906,069	21,906,069	

24 令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【県土整備局関係】

9 款 土木費 6 項 都市行政費

- ・ 県央・湘南都市圏整備構想推進費 14,300千円

寒川町倉見地区における東海道新幹線新駅の誘致に向け、新駅による経済波及効果等を推計する。

25 令和8年度一般会計9月補正予算継続費について【県土整備局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(追加)

款 項 事 業 名	全 体 計 画					前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末までの支出	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
	年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
			特 定 財 源									
			国 庫 支 出 金	県 債	その他							
9 土木費	8	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	% -	
6 都市行政費	9	135,000	-	-	-	135,000	-	-	-	-	135,000	-
東海道新幹線新 駅設置促進事業 費	10	135,000	-	-	-	135,000	-	-	-	-	135,000	-
	計	270,000	-	-	-	270,000	-	-	-	-	270,000	-

【議案（条例その他） 定県第76号議案】

26 川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築－第1工区）請負契約の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称 | 川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築－第1工区） |
| (2) 工 事 場 所 | 川崎市幸区河原町1番地他 |
| (3) 請負契約者名 | 渡辺・根本・昭和特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社渡辺組
代表取締役 渡 邊 一 郎 |
| (4) 請負契約金額 | 29億3,700万円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和10年9月28日 |

【議案（条例その他） 定県第77号議案】

27 川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築一第2工区）請負契約の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称 | 川崎南部方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築一第2工区） |
| (2) 工 事 場 所 | 川崎市幸区河原町1番地他 |
| (3) 請負契約者名 | 渡辺・根本・昭和特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社渡辺組
代表取締役 渡 邊 一 郎 |
| (4) 請負契約金額 | 23億5,400万円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和10年9月28日 |

28 動産の取得の内容

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 品目及び数量 | 交通取締用四輪車 13台 |
| (2) 契約者名 | 神奈川トヨタ自動車株式会社
特販部 部長 首藤 豊 |
| (3) 契約金額 | 1億1,960万1,170円 |
| (4) 納入期限 | 令和9年3月31日 |
| (5) 契約の方法 | 一般競争入札 |

29 損害賠償の額の決定について

(1) 目的

県警察交通部第二交通機動隊の隊員による不適正な交通違反取締り等により生じた損害に対し、地方自治法第96条第1項に基づき、損害賠償の額の決定を行うものである。

(2) 損害賠償の内容

ア 件名

県警察交通部第二交通機動隊の隊員による、不適正な交通違反取締り等により生じた損害に係る損害賠償

イ 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

(ア) 損害賠償の相手方

茨城県つくば市在住 個人 ほか270名

(イ) 損害賠償の額

38万5,330円

(3) 事案の内容等

ア 事案の内容

第二交通機動隊の隊員により、不適正な交通違反取締りや実況見分調書の作成が行われていたことが判明したことから、本事案を受けて、取締り状況を精査した結果、違反成立の判断が不適正であることの疑念が払拭できないものについて、交通違反取締り等の是正措置を講ずることとした。

イ 是正措置の状況

納付済みの交通反則金の還付、行政処分等の見直し、更新時講習費用等の警察手数料の還付等を順次行っており、今回、本来不必要であった交通費や自動車教習所での講習費用等についての損害賠償を行う。

(4) 損害賠償の経緯

対象者のうち、県警察で算出した損害賠償の額について合意を得た271人に対する賠償を行う。

30 令和8年度水道事業会計9月補正予算の内容【企業庁関係】

(1) 資本的支出

ア 総括

(支 出)		(単位 千円)	
款	前回までの 累 計 額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出	42,189,942	13,200	42,203,142

イ 支出の内訳 (単位 千円)

目 名	前回までの 累 計 額	補正予定額	計	説 明
開 発 費	245,094	13,200	258,294	システム開発に要する経費の増

ウ 補正予定額の財源

補正により資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,320万円は、過年度分損益勘定留保資金を財源とする。

31 令和8年度水道事業会計9月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	自 己 資 金
情報システム開発事業費	千円 64,900		千円 -	令和8年度 ～ 令和9年度	千円 64,900	千円 64,900